

# 原発事故被害者 相双の会

## あの悲惨な戦争から80年 そして原発事故

1945年終戦の年、広島・長崎に原爆が投下されて80年になるが被爆者二世三世と精神的苦痛で今もって悩み苦しんでいる。1986年4月26日に旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所4号炉で起きた事故から39年、核燃料を取り出すこともできなく、廃炉にもできず建屋ごと石棺したが、これで終わった訳ではない。老朽化で30年後（2016年）巨大な鋼鉄製シェルターが設置された。それに39年も費やしたがこれで安心と言うわけではないだろう。チェルノブイリ原子力発電所で壊れたのは一基だけだが、福島第一原発は三基が破壊され原子炉が崩壊して手の施しようがなく世界に例のない事故となった。

東京都の面積の半分に相当する1100㎢が汚染され10万人を超える人々が生活を根こそぎ破壊された。日本政府は「原子力緊急事態宣言」を発令し、緊急事態だから法令を守らなくてもよいとし、さまざまな特別措置法を乱発して、国や東電の都合の良いようにしてきた。「原子力緊急事態宣言」を発令

するほど被害を出しながら、加害者である東電も国も誰一人として責任をとらず、処罰もされない。それどころか、原発を再稼働させ海外へ輸出しようと目論んでいる。福島原発事故の悲劇を忘れさせようと「復興」という名目で国は避難した人々に対し住宅支援を打ち切り、汚染地に帰還せざるを得ない状況に追い込んでいる。原発事故の悲劇は後世から後世へと引き継がれて行くのだ。

自然界にないセシウム137はウラン235を原発で核分裂させて生成され、セシウム137となる。それが100年で十分の一に減少するが消えてしまったわけではない。

人体に及ぼす影響20年後30年後に何がおきるかわからない。これが晩発障害です。

放射能公害は科学的にも解明されないのが実態です。それにもかかわらず御用学者は「安全」などで加害者を擁護するような発言ばかりです。私たちは後世を守るため風化させる事なく脱原発と責任追及を引き継いでいく責任があります。それからすれば300年と言いたいが、少なくとも国と東電は「100年賠償」の責任は当然のことである。

## 大飯原発差止京都訴訟に取り組んで

大飯原発差止訴訟弁護団  
弁護士 大河原 壽貴

大飯原発差止京都訴訟が結審を迎えます

2012年11月に京都地裁に提訴し、第7次の提訴までで3000名を超える方々が原告となっ

て訴えてきた大飯原発差止京都訴訟ですが、訴訟から約13年、本年9月に結審することとなりました。今年度中には第一審の地裁判決が言い渡される

予定です。

東京電力福島第一原発事故から14年が経過し、事故後には、樋口英明元裁判官の福井地裁判決など、原発を差し止める判断もなされましたが、その後は、東海第二原発の差し止めを認めた水戸地裁判決（2021年3月）など一部の判決を除いては、原発差し止めを求める市民の声に背を向けた判決が続いています。そのような中で、京都地裁で原発の運転差し止めを認める判決を勝ち取ることができるよう、原告団・弁護団で奮闘しています。

折しも、先日、関西電力が美浜原発の敷地内で新たな原発を建設するために調査を開始すると公表しました。福島第一原発の事故は、事故から14年が経過しても一切収束せず、廃炉までの工程も全く見通せない中で、新規の原発建設など許されるはずがありません。老朽原発を稼働させ、また、廃炉が決まった原発において新たに原発を建設しようとする、今の政府と電力会社のあり方を改めさせるためにも、大飯原発差止京都訴訟では勝訴判決を勝ち取りたいと思っています。

### 原発事故の被害の実相と避難の困難性と非人間性

大飯原発差止京都訴訟では、一貫して原発事故からの避難の困難性について主張立証してきました。昨年10月には、福島から國分さんと浪江町の三瓶さんをお招きして法廷で証言していただきました。國分さん、三瓶さんには、東日本大震災と福島第一原発事故の被害の実相に加えて、原発事故から避難することがいかに難しく、また、長期間にわたって帰還できないことがいかに非人間的なのか、いかに大きく深刻な被害を生み出すのかについて、それぞれのご経験を証言していただきました。

大飯原発は福井県おおい町に位置していますが、30キロ圏内には京都府北部の舞鶴市（人口約9万人）のほぼ全域が含まれます。また、同じく30キロ圏内には、かやぶきの郷で有名な美山町や京都市北部などの山間地域が含まれることとなります。そのため、大飯原発で事故が起これば、舞鶴市の全域避難に加えて、道路事情もよくない山間地域からの避難が生じます。原告の中には、舞鶴市など京都府北部地域に居住する方や、山間地域に居住する方も

おられ、毎回の裁判では、原発事故が起こった場合、自らが住む地域、自らが働く地域から避難することがいかに困難であるか、意見陳述のかたちで裁判所に伝えてきました。

福島第一原発事故を受けて、京都府では避難計画を策定しており、各市町でもこれを受けて避難計画を策定しています。また、京都府や関西広域連合などは、この間、原発事故を想定した避難訓練を何回かにわたって行っています。弁護団では、これら自治体の避難計画が、実際の原発事故時には到底機能するものではないことや、行われた避難訓練も、実際の原発事故で機能しうるものではないことなど、訓練の実態に即して主張してきました。

そして何より、国や自治体は、あくまで5キロ圏内（PAZ）、30キロ圏内（UPZ）をもとに避難計画を策定していますが、福島第一原発事故での放射性物質の飛散状況を見れば、5キロ圏内や30キロ圏内だけの避難計画では、住民の命と安全は到底守れないことは明らかです。風向きによっては、50キロ圏内の地域でも避難を余儀なくされたのが実態でした。大飯原発から50キロ圏内となると、京都市や津市の一部も含まれることとなり、約45万人が居住していると言われていています。到底避難できる人数ではありません。

原発事故から住民の命と健康、安全を守るためには、原発を動かさず、ただちになくしていくほかに道はないのです。

### 裁判所を動かす、社会を動かす

大飯原発差止京都訴訟は、本年9月に結審し、今年度中の判決言渡しが予想されます。裁判所は、判決をするにあたって、その判決が社会に対してどのような影響を与えるかについて、私たちが思っている以上に敏感です。裁判所を動かそうと思ったとき、証拠で立証を尽くすことや、法的な理論に裏打ちされた主張をすることももちろん大切なのですが、社会や世論そのものを動かすことが大切だと考えています。

福島第一原発事故の被害を繰り返してはならないこと、そのためにも原発の再稼働は許されないことを大きな世論にして裁判所に迫っていくことが

大切だと考えています。福島第一原発事故から14年、特に、福島から離れた京都に住んでいる私たちにとって、日々、原発事故についての報道に触れる機会も少なくなっていく中、福島から國分さんと三瓶さんをお招きして法廷で証言していただき、被害は全く終わっていないこととお話いただいたこと

は、とても貴重な経験でした。この経験を、いかに社会全体にひろげ、原発再稼働を許さない世論を形成していくか、最終準備書面の作成とともに、私たちに課せられた課題であると心得て、取り組んでいるところです。

## 大飯原発差止京都訴訟の原告となって13年闘ってきた思いを投稿して頂きました。 福島第一原発事故を教訓として地域を守る、子孫を守ることに立ち上がった方々です。

### 大飯原発差し止め訴訟に原告になって

大飯原発差し止め訴訟 原告  
木原和子

2011年3月11日、私はある知人の選挙事務所で手伝いの作業をしていました。大地震が起きたことを知らせるネットの情報を得たとき、隣にいた人が、「原発のメルトダウンは?!」といったのを聞き、震える思いをしたことを今もはっきり思い出します。

そしてその後続く福島第一原子力発電所の事故に関するさまざまなニュースに触れ、スリーマイルやチェルノブイリでの事故についてなんとなく原発は危険、とは思っていましたが、実際にその事故による被害の大きさ、過酷さを知り、こんなこと二度と起こってほしくない、と強く思いました。そして二度と起こさないためには原発をすべて廃止する以外にはない、と思いました。そのために、私に何ができるか、と考えたとき、原発に関してできる限り多くのことを知り、理解することはもちろん、何か具体的な働きかけが出来ないか、と考えていました。そんな時、京都在住者が中心になって関西電力の大飯原子力発電所の運転差し止め訴訟が提起され、その原告になることを進めてくださった方があり、原告になりました。第二次募集(2012年)の時でした。以来14年の間に46回の法廷が開かれましたが、その大半には参加し、様々な立場かの、多くの意見陳述を聞き、被害の深刻さ、理不尽さを知り、怒りと悲しみがこみあげてくるのをおさえることはできませんでした。そして、毎回、これが裁判官にどれだけ届くのか、と不安と同時に期もしながらの参加でした。裁判がこんなに長くかかるとは

当初は考えもしませんでした。ようやく9月には結審、来年には判決になるのでは、と考えられています。

原発差し止め等の裁判は全国で行われ、その結果は様々ですが、特に最近の結果は私たちにとっては決して楽観できるものではないようです。近頃の司法の問題もあると思いますが、一方、私たちの原発に対する運動のあり方もとても弱体化してきているように思われます。2011年の東京で10万人以上のデモが行われていたのはいったい何だったのか、と思います。政府は大っぴらに原発回帰を謳っています。(この文章を書いている今、関西電力は同じく福井県にある美浜原子力発電所での原発の新設を発表し、その説明会を開いたというニュースがはいりました!)

そんな中で元気が出てこないのはわかりますが、こんな時だからこそ、粘り強くがんばっていかねければ、と老体ながら、強く思っています。判決がどの様なものになるかわかりませんが、体力が続く限り頑張りたいと思っています。

### 京都にて

大飯原発差し止め訴訟 原告  
安藤 朋

私は大飯原子力発電所(福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1)の原発差し止め訴訟京都原告団の一人です。大飯原発は在福井県ながら一旦事故が起きると京都府北部、京都市(南部)も大きな被害を受ける位置関係にあります。大飯原発から京都市まで56kmです。近畿の水がめ琵琶湖も汚染されます。

原告になって、これまで13年間、京都地裁で裁判を続けてきました。そして来る9月25日には最終弁論（結審）を迎えます。また、ここ数か月は、公正な裁判を求める要請署名の活動を行っており、一次集約分として9000筆あまりを7月22日に裁判所へ提出、私も参加してきました。

来年の判決を迎えたら審議は大阪高等裁判所に移ります。私は「大阪まではよう行かんわ」と若い人に託したい気持ちでいました。けれども原告のボタンを受け取ってくれる若い人は今、居ません。そんなわけで、自分たちで大阪高裁の傍聴席でまた、闘っていこうと気持ちを新たにしている今日この頃です。

大飯原発差し止め訴訟 原告  
荒島千香子

### 『人は普通に快適に暮らす権利がある』

満洲からの引き揚げ者、村上敏明さんは、その講演の中で、自分は日本政府の棄民政策の下、妹と母親を失われ、生活苦も背負って生きて来た。そうした体験があるので、3.11で全てを失った被災者の痛みが身に染みてわかる、と…。私も同じ思いです。しかし、辛い理不尽な目にあつた（あつている）という事に固執しないことも、前に進む為に大切です。未来の生活の様子を思い描きふくらませて、常に「人は普通に快適に暮らす権利がある」と主張したいと思います。

私も引き揚げ者ですが、何もかもはぎとられた零からの出発でした。おまけに、私の父母が末子だったので、親族の交流や頼る所とてなく、生活は大変でした。

そして、大変なのは物質的なことだけでなく、周りの環境から受ける精神的なモヤモヤ、圧迫が自分の自覚しない間に自身に影響をもたらしていた事です。そういう影響の深い浸透に気付いたのは最近ですが、トラウマと思われるような現象もあります。今は、トラウマが起きないように鍛錬に努めるようにしています。

大飯原発差し止め訴訟 原告  
岡本 瑞子

### できることから

2011年3月11日、日本という国が、根本からゆらいだ日です

私は、原発のできる前から恐れていました。原爆に重なりみえる原発が原子力平和利用の国策のもと乱立していくのを、どうすることもできませんでした。

私は地震大国の日本が、原発大国になったことは、地球に対するとりかえしのつかない罪だと思っています。

私は原発が爆発した日、半日、ふるえが止まりませんでした。そして、一刻も早く全住民の方々が避難できますようにと祈りました。

京都の弁護士さんたちが原発をなくす訴訟を立ち上げてくださったことを知り、還暦過ぎても、裁判所をみたこともなかった私は、恐る恐る、一市民でも原告になれるかどうかお聞きして、「原発に反対の人は、だれでも原告になれます、原告は多い方がいいです」と言われ、すぐに原告となり、また、私のまわりの方に、友だちの友だちでもいい、入ってくださる方に声をかけてくださいと、お願いしました。そうして集まった私たちは、裁判の傍聴に行くことで親しくなり小さな会を結成しました。

そのお仲間のお一人の家に用事で行ったとき、家に上がらせてもらい、居間で不思議な物を見つけました。それは、とてもかわいい柄の大きな布のかたまりでした。あれは、何ですかとお尋ねすると、鍋帽子です、震災の後少しの燃料で煮炊きできるので、東北にも送られた便利な物なのよ、と教えていただきました。それは鍋にかぶせる綿入れの帽子で、鍋の下に敷くまるい座布団もありました。

鍋に水を入れ、卵をぐらぐら1分煮て、この鍋帽



子をかぶせておくと、固ゆで卵ができる。大豆も一晩漬けてから、10分間煮て、4時間鍋帽子をかぶ



せておくと柔らかくなっている、安全で、燃料代はかからず便利な物、と伺って、即、これだ!と思ったのです。

原発に反対するだけでなく、燃料代、電気代の

東京電社の節約になるものを、日本全国の人が使ったら、原発はなくても困らなくなるはずだと思ったのです。実際に、彼女に作ってもらった鍋帽子を使うと、煮豆もおでんも煮物も、本当に楽にできるのです。煮立てて、鍋帽子をかぶせて柔らかくした後、味付けして、煮立てて鍋帽子をかぶせておくと出来上がり。こんな便利な物があつたら、子育て中でも煮豆を作れたのにと残念に思いました。

集まれる人が集まって、彼女に教えてもらいながら、この鍋帽子をなんと、58個も作って売り、私たちの会の活動資金にしました。早く買っただけの方からの、片手鍋でも使いたいという要望に応え、彼女のアイデアで「窓付き鍋帽子」も出来上がりました。鍋帽子は私たちの宝物です

## 事故当事者の責任なくした司法判断

只野 靖弁護士

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）は、被害者保護の見地から、事業者に対して無過失責任を課している。これにより、東京電力を被告とする裁判においては、東京電力に過失があるかどうかは要件とされないことから、審理の対象とされない。

一方で、国を被告とする国家賠償請求訴訟では、国に過失があるかどうか審理され、この中で、東京電力の内部の事実認識と判断が審理の対象とされてきた。

東京電力株主代表訴訟は、福島原発事故は東京電力の過失によるものであり、具体的には、東京電力の旧取締役らの過失によるものであるとして、東京電力の株主が原告となり、旧取締役らを被告として、東京電力に損害賠償をするよう訴えた事件である。東京電力株主代表訴訟は、東京電力に過失があるかどうかを真正面から判断の対象とする唯一の民事訴訟といえる。

原告らの主張はこうだ。

東京電力と子会社の検討では、2022年長期評価で

指摘された規模の津波地震が発生した場合、福島第一原発には最大15.7mの津波が想定されることが判明した。この津波高は、敷地高をはるかに超えたものであり、そのままでは、全電源を喪失して過酷事故に至るものであった。東京電力の担当者は、2008年6月に、原子力担当副社長の武藤にこれを報告し、対策をするよう上申した。しかし、武藤は、長期評価の信頼性について土木学会に研究委託しただけで、何の対策もせず放置した。他の取締役らも、遅くとも2009年2月にはこの情報に接していたが、武藤の方針を承認し、何の対策もせず放置した。

東京地裁判決(朝倉佳秀裁判長)は、旧取締役らが津波対策を怠ったことは、取締役としての善管注意義務違反であることを認めて(過失があったことを認めて)、1兆3千2百10億円の支払いを命じた。これに対して、東京高裁(木納敏和裁判長)は、本年6月6日、旧取締役らには過失はないとして、東京地裁判決を取り消した。東京高裁の論理はこうだ。

(1) 過酷事故の発生を防止するために、10m 盤を超える津波が襲来することを想定した対策を速やかに実施するような指示等を行うことを取締役らに義務付ける程度に具体性のある本件予見可能性が認められるということは、そのような津波がいつ襲来してもおかしくはない状況にあることが前提となるはずのものである。

(2) 本件予見可能性が認められる場合において、取締役らが行うべき上記「指示等」は福島第一原発の運転停止に向けた指示(略)であったと認めるべきものといえ、原子力発電所の運転を継続しながら、相当の期間を要することが予想される 10m盤を超える津波の対策工事等を指示するだけでは、取締役としての善管注意義務を果たしたものとはいえない。

(3) 以上によれば、本件予見可能性があると認められるためには、(略)この指示を正当化し得る程度に合理性ないし信頼性のある根拠が必要である。

(41 頁)

(4) 長期評価の見解(略)は、「10m 盤を超える津波が襲来することを想定した対策を速やかに実施するような指示等を行わなければ過酷事故が発生するリスクがある」として、取締役らに福島第一原発の運転停止(略)を指示させることを法的に義務付ける程度に具体的な本件予見可能性があつたことを認める根拠としては、必ずしも十分ではない(61 頁)。

東京高裁は、東京電力の旧取締役らには過失はなかった、というのである。そして、この論理のもとでは、東京電力には過失はなかった、福島原発事故は不可抗力であった、もし無過失責任を課した原賠法がなければ、被害者には何の賠償もされなかった、ということになる。全くばかげた判決であり、最高裁にて覆されなければならない。引き続き、注目してほしい。

## ノーモア原発公害アピール

2011年3月、東京電力福島第一原子力発電所(以下、福島原発)の過酷事故が発生してからすでに丸14年以上の歳月が経過しています。あの日、津波に襲われ、助けを求めていた命を救助できないまま、町を出なくてはならなかった消防団員がいました。連絡のつかない家族が無事に避難できているよう祈りながら、住民の避難誘導をしていた役場職員がいました。避難中、「福島から来たから」という理由だけでトイレを借りることを拒まれた人もいました。次々にやってくる避難者への炊き出しを手伝っていた子供たちのうえにも、水や食料を求めてスーパーに並んだお母さんの腕の中で笑っていた赤ちゃんのうえにも、放射能が降り注ぎました。母乳から、浄水処理場から、下水処理場から、セシウムが検出され、農家の人は、丹精込めてつくった作物の出荷を規制され、春本番の作付けを諦めました。

あの日から14年余り。原発の再稼働が始まり、「グリーントランスフォーメーション」(GX) (「脱炭素社会」への移行)の名の下に、「原発最大限利用」の関連法が国会を通過しました。また、事故サイトに溜まり続ける「ALPS 処理汚染水」の海洋放出も強行開始されました。そして、これらの動きにお墨付きを与える役割を果たしたのが、2022年6月17日の最高裁判決でした。この判決は、国が規制権限を行使したとしても福島原発事故は避けられなかった、だから「国に責任はない」というものです。しかし、過去の責任の否定は、将来の義務の放棄を意味します。いま、この最高裁判決のもとで、「国策民営」の原発再推進へと大きく舵が切られています。あの過酷な原発事故の反省と教訓は、どこに活かされているのでしょうか。

- 1、私たちは、きわめて深刻で多種多様な形での人権侵害と環境破壊をもたらしている原発公害を再び引きこさせないために、とくに最高裁に対し、過酷事故をもたらした国の責任を否定する不当判決を根本的に是正することを強く求めます。
- 2 また、日本政府に対しては、福島原発事故に伴う深刻な人権侵害と環境破壊がなお続いているという実態を踏まえ、すべての被害の全面救済と原状回復を最優先した取り組みを進めていくことを強く求めます。
- 3、さらに、新たな原発公害を拡大させる「ALPS 処理汚染水」の海洋放出を中止し代替案を検討すること、および、老朽原発の再稼働を即時に停止することを強く求めます。